



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年11月6日火曜日 第1911号

◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の取下げ.....	1226
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	1226
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	1227
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示.....	1228
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	1228
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1230
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	1230
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	1231

公 告

ふく取扱者試験の施行.....	1231
-----------------	------

告 示

○愛媛県告示第1695号

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（平成19年8月愛媛県告示

第1352号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗		取 年 月 日
名 称	所 在 地	
スーパードラッグコスモス西大洲店	大洲市西大洲字山部甲931番地	平成19年10月23日

○愛媛県告示第1696号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年10月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年5厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛

良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）			
2～7 省略			

良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）			
2～7 省略			

○愛媛県告示第1697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	越智篤幸	西条市北条1356番地2
"	西山久智	西条市北条243番地
"	武方慎吾	西条市北条689番地
"	元山幸則	西条市北条671番地
"	戸田哲也	西条市北条368番地4
"	徳永勝	西条市北条1597番地3
"	豊島久	西条市北条557番地
"	吉岡勲	西条市周布2番地3
"	西山勲	西条市北条583番地
"	岩田哲雄	西条市北条1052番地
"	岡田勇	西条市北条941番地
"	川原郷一	西条市北条1318番地
"	川原悟	西条市北条1268番地
監事	豊島典昌	西条市北条1476番地
"	黒河榮	西条市北条1312番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	黒河稔夫	西条市北条1332番地1
"	黒河榮	西条市北条1312番地
"	黒河稔	西条市北条1138番地2
"	岡田義久	西条市北条617番地
"	伊藤興美	西条市北条393番地1
"	篠原哲一	西条市北条555番地1
"	越智久知	西条市北条1112番地2
"	平木稔	西条市北条1254番地1
"	村上富次	西条市北条1463番地2
"	中村茂	西条市北条1701番地2
"	山内教行	西条市北条273番地
"	吉岡秀夫	西条市周布5番地
"	元山幸則	西条市北条671番地
監事	豊島典昌	西条市北条1476番地

" 越智篤幸 西条市北条1356番地2

○愛媛県告示第1698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡本千代一	西条市今在家201番地
"	廣田章良	西条市玉之江16番地2
"	眞田博行	西条市石田443番地
"	山内哲生	西条市石田452番地
"	木村勝	西条市玉之江194番地
"	今井敬三	西条市玉之江293番地
"	宮川俊二	西条市玉之江358番地
"	渡邊繁男	西条市広江2番地
"	山内辰男	西条市石田227番地
"	合田守男	西条市広江50番地
"	塩崎宏二	西条市今在家300番地4
"	近藤章	西条市今在家55番地5
"	近藤長武	西条市今在家275番地
監事	内田孝一	西条市石田475番地
"	兵頭忠治	西条市玉之江330番地6
"	丹下光盛	西条市広江289番地
"	吉岡巖	西条市今在家333番地2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡本千代一	西条市今在家201番地
"	山内泰二	西条市石田529番地2
"	廣田章良	西条市玉之江16番地2
"	黒川梅造	西条市石田540番地3
"	安藤英雄	西条市玉之江306番地
"	高瀬邦夫	西条市玉之江295番地
"	丹下孝治郎	西条市玉之江330番地4
"	渡邊繁男	西条市広江2番地
"	山内辰男	西条市石田227番地

"	合田 守男	西条市広江50番地
"	岡本 富貴雄	西条市今在家274番地
"	眞田 振作	西条市今在家76番地
"	汐崎 宗義	西条市今在家313番地
監事	廣田 延男	西条市石田879番地 1
"	首藤 利雄	西条市玉之江567番地 1
"	丹下 光盛	西条市広江289番地
"	日野 進	西条市今在家166番地

"	稲井 馬吉	西条市大新田227番地
監事	柳瀬 利治	西条市壬生川453番地 1
"	垂水 強	西条市喜多台539番地 2

○愛媛県告示第1699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市壬生川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	矢野 要	西条市壬生川848番地 1
"	玉井 功美	西条市壬生川640番地 2
"	稲井 盛司	西条市壬生川551番地 4
"	柳瀬 幸夫	西条市壬生川903番地
"	稲井 貞義	西条市大新田222番地 2
"	稲井 馬吉	西条市大新田227番地
監事	柳瀬 利治	西条市壬生川453番地 1
"	垂水 強	西条市喜多台539番地 2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	矢野 要	西条市壬生川848番地 1
"	玉井 功美	西条市壬生川640番地 2
"	稲井 盛司	西条市壬生川551番地 4
"	柳瀬 幸夫	西条市壬生川903番地
"	柳瀬 敏夫	西条市喜多台392番地 3

○愛媛県告示第1700号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成19年9月愛媛県告示第1167号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
西条市西之川字野地丁350	松山市星岡町270-7 寺川品吉	森林所有者
西条市西之川字野地丁352	西条市福武甲880 藤原節也	"

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1701号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成19年10月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率) 第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。	(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率) 第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。																						
<table border="1"> <tr><th rowspan="2">漁業近代化資金の種類</th><th colspan="5">利子補給率</th></tr> <tr><th>法第2条第2項第2条</th><th>法第2条</th><th>法第2条</th><th>法第2条</th><th>法第2条</th></tr> </table>	漁業近代化資金の種類	利子補給率					法第2条第2項第2条	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条	<table border="1"> <tr><th rowspan="2">漁業近代化資金の種類</th><th colspan="5">利子補給率</th></tr> <tr><th>法第2条第2項第2条</th><th>法第2条</th><th>法第2条</th><th>法第2条</th><th>法第2条</th></tr> </table>	漁業近代化資金の種類	利子補給率					法第2条第2項第2条	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条
漁業近代化資金の種類		利子補給率																					
	法第2条第2項第2条	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条																		
漁業近代化資金の種類	利子補給率																						
	法第2条第2項第2条	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条																		

<p>1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合</p>	<p>第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号までに掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合</p>	<p>第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合</p>	<p>第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合</p>	<p>第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合</p>	<p>1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合</p>	<p>第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号までに掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合</p>	<p>第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合</p>	<p>第2項第2号及び第4号に掲げる者(同条に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合</p>	<p>第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合</p>
<p>1・2 省略</p>					<p>1・2 省略</p>				
<p>3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成</p>	<p>年1分2厘5毛</p>	<p>年1分5厘5毛</p>	<p>年5厘5毛</p>	<p>年5厘5毛</p>	<p>年1分2厘5毛</p>	<p>年1分5厘5毛</p>	<p>年1分2厘5毛</p>	<p>年4厘5毛</p>	<p>年4厘5毛</p>

又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5 厘5 毛	年5 厘5 毛	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第1702号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の認可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸 守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年11月6日から11月20日まで

○愛媛県告示第1703号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年11月6日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

四国中央市三島中央1丁目字陣屋1930番15の地先公有水面

(2) 区域

次の 地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ昭和46年5月17日付け愛媛県指令港第288号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+3.80メートルにより決定）により囲まれた区域

基点（四国中央市三島宮川4丁目八幡池四等三角点）は、北緯33度58分50秒7299、東経133度32分57秒8209の地点

の地点は、基点から真北295度26分54秒1,118.47メートルの地点

の地点は、 の地点から真北309度58分31秒53.05メートルの地点

の地点は、 の地点から真北74度13分05秒122.77メートルの地点

の地点は、 の地点から真北40度00分52秒77.96メートルの地点

の地点は、 の地点から真北309度59分35秒144.96メートルの地点

の地点は、 の地点から真北219度58分58秒149.94メートルの地点

の地点は、 の地点から真北310度00分19秒48.08メートルの地点

の地点は、の地点から真北40度00分22秒171.97メートル
 の地点
 の地点は、の地点から真北 309 度59分31秒123.96メー
 ルの地点
 の地点は、の地点から真北 219 度59分55秒211.94メー
 ルの地点
 の地点は、の地点から真北 309 度52分12秒7.98メー
 ルの地点
 の地点は、の地点から真北39度58分04秒250.00メー
 ルの地点
 の地点は、の地点から真北 130 度00分13秒346.09メー
 ルの地点
 の地点は、の地点から真北 220 度00分16秒185.10メー
 ルの地点
 (3) 面積
 1 工区 33,051.67平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成9年3月13日 愛媛県指令8港第547号

4 しゅん功認可年月日
 平成19年11月6日

○愛媛県告示第1704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、大洲都市計画公園事業4・4・3城山公園（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事業施行期間
 平成15年6月3日から
 平成25年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収容の部分
 大洲市大洲字三ノ丸地内
 - (2) 使用の部分
 なし

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成19年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。
 平成19年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成20年2月14日（木）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成20年3月18日（火）午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成20年1月7日（月）から18日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。